

## 新市民水泳場設計等プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、新市民水泳場の基本・実施設計等の業務(以下、「本業務」という。)の受託業者の選定について、プロポーザル方式により選定するために必要な手続きについて定めるものである。

### 2. 施設の概要及び業務の内容

#### (1) 施設の概要

設計対象建築物

屋内温水大プール(25M・8レーン)

屋内温水小プール その他、附帯施設及び周辺施設

基本構想施設

有田市運動型健康増進総合施設 33,000m<sup>2</sup>程度

#### (2) 本業務の内容

新市民水泳場の基本・実施設計業務及び運動型健康増進総合施設の基本構想の策定

### 3. 委託金額(上限金額)

金26,315,000円(金額には消費税及び地方消費税相当額を含む。)

### 4. 参加する者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルへ参加できる者は、単体企業又は設計企業体であって、提案書を提出した日から最優秀提案者を決定する日までの間、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、単体企業又は設計企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

(1) 単体企業及び設計企業体の各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 建築士法第26条第2項に基づく戒告処分を受けた日から3月を経過していない者でないこと。または、同項に基づく閉鎖処分を受け、同処分期間を過ぎた日から3月を経過していない者でないこと。

- エ 測量・建設コンサルタント（建築工事の設計・監理）として、有田市建設工事及び委託業務請負業者資格審査要綱（平成11年訓令第18号）第5条に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
  - キ 和歌山県より、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
  - カ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年訓令第2号。以下、「参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
  - ク 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年有田市訓令第47号）別表第2左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 設計企業体にあつては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ア 構成員数が3者以内であること。
  - イ 1構成員あたりの出資比率が、構成員数が2者である共同企業体であつては30%以上、構成員数が3者である共同企業体であつては20%以上であること。
  - ウ 各構成員が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等（以下本号において、「子会社」という。）と同条第4号の2に規定する親会社等（以下本号において、「親会社」という。）の関係でないこと
  - エ 各構成員が、親会社等と同じくする子会社等同士の関係でないこと
  - オ 一方の構成員の役員が他方の構成員の役員を兼ねていないこと。
  - カ 構成員に有田市内に本店を有する者を含んでいること。

## 5. プロポーザルの日程に関する事項

- (1) プロポーザルの公告日  
平成30年4月25日（水）
- (2) プロポーザル実施要領及び資料の配布期間  
公告日より平成30年5月10日（木）午後5時まで
- (3) プロポーザルへの参加表明書提出期間  
公告日より平成30年5月14日（月）午後5時まで
- (4) 質問受付及び回答の期限

- 受付 : 平成30年5月22日(火)午後5時まで  
回答 : 平成30年5月25日(金)午後5時まで
- (5) 企画提案書の提出期限  
平成30年6月1日(金)正午
- (6) 企画提案書予備審査結果の通知  
平成30年6月8日(金)まで(予定)
- (7) 企画提案説明の開催  
平成30年6月6日(水)から平成30年6月15日(金)まで(予定)  
ただし、予備審査を行った場合においては下記の期間内とする。  
平成30年6月11日(水)から平成30年6月15日(金)まで(予定)
- (8) プロポーザル審査結果の公表  
平成30年6月18日(月)(予定)

## 6. プロポーザルの手続に関する事項

- (1) 本プロポーザルの公告の方法  
有田市ホームページへの掲載による。
- (2) プロポーザル実施要領及び資料の配布方法  
有田市役所経営管理部総務課管財係で配布するので、配布希望者は、新市民水泳場設計等プロポーザル資料配布願(別記様式第1号)を提出すること。  
配布する際、配布希望者の確認を行い、明らかに第4項第1号に掲げる参加資格を満たしていないと判断できる者にはプロポーザル資料を配布しない。また、郵送による配布は行わない。また、前項第2号に記載する配布期間を過ぎた後は、いかなる理由であっても新たにプロポーザル資料を配布しない。  
なお、配布した資料は、本プロポーザルに係る業務にのみ使用することとし、第三者に公表し、また、閲覧等をさせてはならない。これはプロポーザル実施後も同様とする。また、プロポーザル実施後は配付資料を破棄すること。
- (3) プロポーザルへの参加表明の方法  
次に掲げる書類を郵送もしくは実施要領配布場所まで持参すること。  
郵送する場合は、簡易書留で送付し、前項第3号に記載する期間内に必着しなければならない。
- ・新市民水泳場設計等プロポーザル参加表明書(別記様式第2号)  
単体企業で提出する場合は単体企業用の様式を、設計共同体で参加を表明する場合は設計共同体用の様式を使用すること。
  - ・設計共同体結成届出書(別記様式第3号)

設計共同体で参加を表明する場合に添付すること。その場合、設計共同協定書を企画提案書提出時に提出する必要がある。

申請内容に不備等がなく、申請を受理したときは、受付番号を付した参加表明書受理書(別記様式第4号)を交付する。

#### (4) 質問及び回答の方法

質問をする場合は、質問書(別記様式第5号)に必要な事項を記入し、FAXもしくは電子メールにて下記担当まで送信すること。質問書の提出は、資料の配布を受けた者でなければ行うことはできず、また上記以外の方法による質問は受付しない。

質問書の資料番号欄に必ず資料番号を記入すること。資料番号は、配布した資料(CD-Rのラベル)に記載されている。

質問に対する回答は、質問者に対してのみ、都度行う。ただし、その内容が参加者が共有すべき事項であると有田市が判断したものについては、都度、有田市ホームページ上に掲載する。

質問及び回答の期限は前項第4号に記載のとおりとする。

提出先 有田市経営管理部総務課管財係 宛

FAX 0737-82-1725

メール somu@city.arida.lg.jp

(注) 質問書を送信した後、下記まで到着確認の連絡をすること。

TEL 0737-83-1111(内線)217

有田市経営管理部総務課管財係 宛

なお、確認の連絡は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこと。

#### (5) 企画提案書の作成及び提出方法

次のアからカまでに掲げる書類等を、前項第7号に記載する期日までに有田市役所経営管理部総務課管財係まで直接持参すること。

なお、企画提案書の提出後における書類の追加、差し替え等は一切認めない。

企画提案書の作成に当たっては、別に示すコンセプト及び特記仕様書を参考にされたい。

ア 企画提案書提出書(別記様式第6号。提出部数1部)

イ 設計共同体協定書(設計共同体で参加の場合のみ。提出部数1部)

ウ 見積書(別記様式第7号。提出部数1部)

見積書は、別途長形3号封筒に封入して封緘し、封筒の表面に「プロポーザル企画提案に係る見積書在中」と朱記し、提出者の商号又は名称を記載すること。また、封緘した状態で見積額が視認できることのないようにすること。

(注) 見積額が第3項に規定する上限金額を上回っているときは失格とする。

エ 企画提案書一式 (別に示す「プロポーザルに係る企画提案書作成要領」を参照のこと。提出部数12部)

オ 参加表明書受理書の写し (1部)

カ 企画提案書一式にかかる内容の記録データ (1部)

- ・ ファイル形式はPDFファイルとし、企画提案書1ページをPDFファイル1ページとして記録したものとする。
- ・ 記録媒体はCD-RもしくはSDカードとする。
- ・ PDFファイルはWindows PCでの閲覧及び紙媒体への出力(印刷)が可能であること。
- ・ 提出したデータ記録媒体は返却しない。

(6) 企画提案書の帰属等について

ア 企画提案書の内容については、この要領で定めることのほか、本プロポーザルにおける最優秀評価者等の選定以外に使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合においては有田市情報公開条例に基づき取り扱う。

イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ウ 企画提案書等に著作権、特許権、意匠権等法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

エ 提出した企画提案書等は返却しない。

オ 最優秀評価者でない者の企画提案内容の一部を有田市が本プロポーザル以外で利用しようとする場合は、提案者の合意を求めることとする。この場合、提案者は、有田市との交渉に応じるよう配慮願いたい。

(7) 企画提案書の予備審査の実施に関する事項

企画提案書の提出者数が相当数に至った場合、提出された企画提案書のみを審査する予備審査を実施する。

予備審査の審査方法については次項に規定する。

予備審査を実施した場合、その合否については、前項第6号に記載する日までに、各提案者に直接通知する。

(8) 企画提案説明に関する事項

企画提案説明(プレゼンテーション及びヒアリング)は、前項第7号に記載された期間内に行う。なお、各提案者の日時については、遅くとも企画提案説明日の3日前(土曜・日曜を除く)までに、担当者より直接連絡する。

## 7. プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 審査機関

本プロポーザルの審査は、新市民水泳場設計業務等プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

### (2) 審査方法

#### ア 概要

審査委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。

参加者が1者のみであった場合においても、審査委員会において審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

#### イ 企画提案説明

審査委員会は、各提案者(同号エに規定する予備審査を行った場合においては予備審査で合格した者)に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時及び時間配分等については、決定次第有田市ホームページ上に掲載し、また、各提案者にその詳細について連絡する。

#### ウ 評価基準

評価の基準は次の表のとおりとし、各提案者の点数は評価者各々の点数の総和（以下「獲得点数」という。）とする。

分類	評価項目
1. 業務遂行能力	①実施体制及び配置予定者の実績等
2. 地域精通度	①地元に精通していること

3. 業務全体に対する姿勢・意気込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>①業務主任技術者の本事業に対する実施方針</li> <li>②発注者、設計者及び工事監理者等との連携体制及びコミュニケーション方法</li> <li>③業務工程管理及び業務期間短縮</li> </ul>
4. 基本構想策定業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本市の地域性や特性の把握とコンセプトの理解度</li> <li>②企画提案の実現性</li> <li>③提案内容の企画性・創造性</li> <li>④施設全体のデザイン性と周辺環境との調和</li> <li>⑤周辺環境を含む施設間の繋がりや機能的な連携を考えた導線計画</li> </ul>
5. 水泳場設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①構造、工法等</li> <li>②省エネルギーに配慮する方策</li> <li>③施設周辺に配慮する方策</li> <li>④外観のデザイン性</li> <li>⑤仕上げ（内・外装等）</li> <li>⑥イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる整備手法</li> </ul>
6. プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>①表現力</li> <li>②提案書の明快さ</li> <li>③的確な回答</li> </ul>
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>①その他特筆して評価できる内容</li> </ul>

なお、記載以外の基準の詳細及び配点は非公表とする。

#### エ 予備審査

提案者数が相当数に至った場合、プレゼンテーション及びヒアリングの前に、審査委員会において、予備審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う者を選定する。

予備審査の審査は、企画提案書のみを審査し、上位5者程度を選定する。

審査内容は、ウに示す評価基準を準用する。

採点は、審査委員会委員各々において行い、合否の決定は、その総和にて決定する。

予備審査の結果は、各提案者に対し、合否のみを通知し、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、各提案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示することとする。

予備審査における採点は、本審査における採点を拘束しない。

オ 最優秀提案者の決定に関する事項

最優秀提案者及び次点者の決定は、獲得点数により決定する。最優秀提案者又は次点者の獲得点数が同点であった場合は、見積額が安価であるものを上位とする。なお、見積額が同価であった場合は、審査委員会において決定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 各提案者に対し、審査結果通知書(別記様式第8号)にて当該提案者の獲得点数及び順位、最優秀提案者の商号または名称及びその獲得点数、及び次点者の商号または名称を通知する。

イ 最優秀提案者の商号または名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を有田市ホームページ上に掲載する。

ウ 最優秀評価者の企画提案書について、最優秀評価者と本業務委託契約を締結した後に公表する。ただし、最優秀提案者と委託契約が締結できなかった場合において、次点者と交渉し、委託契約を締結した場合は、その者の企画提案書を公表する。

エ 審査結果に対する電話での問い合わせには一切応じられない。

オ 提案者は、審査結果について一切異議の申し立てをすることはできない。

8. 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 参加表明後、参加者(設計共同体の場合は、その構成員のいずれか)が第4項に規定する参加資格を満たさないことが判明した場合、もしくは、最優秀評価者が決定されるまでに、同項に規定する参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書提出時に添付した見積書に記載した委託金額が、第3項に規定する上限金額を上回っていたとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 本プロポーザルを実施するに際し、その公平性を逸脱する行為をしたことが判明した場合。

- (5) 審査委員会の各委員に対し、公平性を逸脱する行為をすることを目的に、直接または間接的に接触を図ろうとし、また接触したことが判明した場合。
- (6) その他、この要領に違反する行為を行ったことが判明した場合

## 9. 契約について

- (1) 最優秀提案者は、本業務について、有田市と委託内容や委託金額等について交渉を行うものとする。その結果、合意に至った場合、本業務委託契約を締結する。ただし、契約を締結するに至らなかった場合は、次点者が、有田市と交渉を行うものとする。
- (2) 契約は、本業務の内容を分割して2契約を締結する予定である。分割する業務の内容等については、交渉の中で協議する。
- (3) 受託者は、契約額の10分1に相当する契約保証金を契約時に納付しなければならない。ただし、有田市が、契約保証金の納付を免除した場合はその限りでない。
- (4) 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結して、発注者に対して委託金額の10分の3以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、前払金の請求は10万円を単位とする。
- (5) 委託金額の支払いは、前項の規定による前払金の支払を除き、完了後一括払いとする。
- (6) この要領に定めることのほか、契約に関する条件は、有田市財務規則(昭和55年規則第1号)及び有田市委託業務契約書(平成30年3月制定)に定めるとおりとする。

## 10. その他

- (1) 参加者は、参加表明書の提出をもって本要領の各条件を受託したものとみなす。
- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面(任意様式。ただし、A4サイズに限る。)により届け出るものとする。
- (3) 現場説明は行わない。
- (4) 企画提案書は1参加者につき1提案に限るものとする
- (5) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (6) 都合により、本プロポーザルの実施を中止する場合がある。その場合であっても、中止するまでに参加者が負担した経費または中止したこと

により参加者に生じた損害について、有田市は、一切補償を行わないものとする。

- (7) 最優秀提案者決定後、業務委託契約を締結するまでの間に、最優秀提案者が第4項に規定する要件を満たさなくなった場合、契約の交渉を中止し、次点者と交渉を行う場合がある。
- (8) 最優秀提案者決定後、最優秀提案者が、前項第1号による交渉に応じず、また、提案者の一方的な都合により委託契約を締結しなかった場合、最優秀提案者に対し、参加資格停止要綱に基づき入札参加資格停止処分をすることがある。
- (9) 次点者が委託契約の交渉の相手方となった場合は、前号の規定を準用する。